

新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金の対象要件について

以下の要件に該当する場合は、自立支援金の対象となります。

① 緊急小口資金等の特例貸付を利用できない世帯

- ・ 総合支援資金の再貸付を借り終わった世帯／8月までに借り終わる世帯
- ・ 総合支援資金の再貸付が不承認となった世帯
- ・ 総合支援資金の再貸付の相談をしたものの、申し込みに至らなかった世帯

② 世帯収入が、以下の収入基準額を超えないこと

世帯人数	1人	2人	3人	4人	5人
月の収入基準額	110,300円	154,000円	181,000円	204,000円	227,000円

<収入の範囲>

○就労等収入

- ・ 給与収入の場合：社会保険料等天引き前の総支給額（交通費は除く）で、手取りの額ではありません。 ※未成年で就学中の子の収入は含みません。
- ・ 自営業の場合：事業収入（経費を差し引いた控除後の額）になります。

○公的給付等

雇用保険の失業等給付、児童扶養手当・児童手当等の各種手当、公的年金など
ただし、住居確保給付金は除きます。

○親族等からの継続的な仕送り（養育費を含む）

○借入金等の取扱い

借入金、退職金又は公的給付等のうち臨時的に給付されるもの（新型コロナ関連の給付金を含む）は収入として算定しません。

③世帯の預貯金等が、以下の金融資産額を超えないこと

世帯人数	1人	2人	3人	4人	5人
金融資産額	468,000円	690,000円	834,000円	972,000円	1,000,000円

<金融資産の範囲>

- ・ 預貯金（定期預金を含む）及び現金 ※未成年の子の預貯金も含みます。
- ・ 債券、株式、投資信託、生命保険、個人年金保険等は含みません。
- ・ 負債がある場合、金融資産と相殺はしません。

④ 今後の生活の自立に向けて、下記の活動を行うこと

- ・ 公共職業安定所に求職の申し込みをし、誠実かつ熱心に求職活動を行うこと。
- ・ 詳しい活動内容は、別紙2を参照してください。

⑤ 申請日の属する月に、その属する世帯の生計を主として維持している者であること

⑥ 職業訓練受講給付金または生活保護を申請者及び当該申請者と同一の世帯に属する者のいずれかかもが受給していないこと

⑦ 偽りその他不正な手段により再貸付の申請を行っていないこと